

令和4年度 市民トーク 開催しました

6月から7月にかけて「令和4年度 市民トーク」を市内8会場で開催し、339人の皆さんに参加いただきました。当日、市長から説明した概要について紹介します。

問い合わせ 秘書政策課 渥美公基 ☎0052



菅山地区の様子

はじめに

新型コロナウイルスワクチン接種について、武田社製ノババックスワクチンが追加され、副反応を敬遠する若い世代の接種を期待しています。また、特に60歳以上の人を対象に、4回目の接種が始まりました。本年度にスマホデビューするシニア世代向けのスマホ購入補助や、スマホ体験教室、マイナンバーカードの申請のお手伝いなどを行っています。現在は地区が限定されているデマンド乗合タクシー（バス）が本年度、市内全域で開始される予定です。新型コロナウイルスや物価の高騰により停滞している市内経済を活性化させるため、デジタルクーポンやプレミアム商品券の発行などの事業も行います。

市の現状・課題

牧之原市の人口は、年々減少しています。児童生徒数は、ピークだった昭和60（1985）年の6630人から半減しています。出生数も、平成20（2008）年には約400人でしたが、昨年度は約200人と半減しており、婚姻数についても同様の傾向です。さらに、子育て世

代である25〜39歳までの未婚率は男性が約55%となっております。課題となっております。

一方、市内には多くの世界的企業が立地し、製造品出荷額は1兆円を超えています。この額は、人口当たりに換算すると県内トップクラスです。また、昼夜間人口比率は114.9%（県内1位）で、本市が周辺市町の雇用環境を作っていることがわかります。これは、「雇用の場はあるが、市内への移住・定住にながっていない」ということであり、人口減少に歯止めをかけるための「魅力あるまちづくり」が、市の課題であると考えます。

第3次総合計画（案）

令和5（2023）年度からスタートする「第3次総合計画」のポイントは、子育てや教育などの環境を整え、市外への流出を抑制しつつ、にぎわい拠点の創出や住宅用地の確保を行い、市内流入を促進させる取り組みの推進です。今ある資源を活かし、交流人口や関係人口を増加させ、「住む魅力」につながる施策に重点的に取り組む計画を策定します。そのために▼富士山型ネット



静波サーフスタジアム



多目的体育館（イメージ）

トワークの充実▼ゼロカーボンと経済成長の好循環の実現▼日本一女性にやさしいまちの推進▼DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進▼次代を切り拓く力を育む新たな学校づくりの5つの重点戦略・プロジェクトを掲げました。この5つをもとに、第3次総合計画のまちづくりの理念「RIDE ON MARCH」を掲げ、夢に乗る「牧之原」を目指します。

重点戦略・プロジェクト

「富士山型ネットワークの充実」では、相良牧之原インターチェンジ北側地域の整備事業の促進や沿岸部の地域にあわせた活性化事業を行い、現在も進んでいる「移住定住促進補助事業」を絡め、にぎ

わいの創出や新たな拠点整備に取り組めます。「ゼロカーボンと経済成長の好循環の実現」としては、「令和6年3月完成予定の多目的体育館で『Nearley ZEB』取得を目指す取り組み」や「耕作放棄地に早生樹を植林し、二酸化炭素の削減や新たな産業を創出する取り組み」などを進めます。「日本一女性にやさしいまちの推進」では、本年度から「不妊治療の助成」を新たに開始したほか、「妊産婦特定疾病医療費の助成」なども行っています。

「次代を切り拓く力を育む新たな学校づくり」としては、市内小中学校を小中一貫9年間の「義務教育学校」2校に再編し、令和12（2030）年度の開校を目指します。



空き家について考えましょよう

空き家の発生は「相続時」

空き家が発生する理由はさまざまですが、一番多い理由は、住んでいた人や建物の所有者が亡くなった際の相続によるものです。ご自身の身の回りで空き家になりそうな家がある場合は、早めに相続問題を整理しておくことが重要です。特に、相続人の関係が複雑な場合などは司法書士などの専門家に相談することをおすすめします。また、相続した不動産を売却するためには、不動産の相続登記を済ませておく必要があります。

相続のルール

被相続人とは「死亡した人」、相続人とは「遺産を相続する人」です。被相続人の遺産を相続する順位は、民法で定められています。相続順位は被相続人と続柄で決まり、優先順位が

自分や家族が住んでいた「家」を大切にしていますか？「空き家」を放っておくと大変なことになります。問い合わせ 都市住宅課 遠藤元誉 ☎(53) 2633

高いほうから「第1順位」「第2順位」「第3順位」と相続人が移っていきます。このため、第3順位までいくと「自分に関係がない」と思っていた「空き家」を相続する可能性があります。

相続順位

- ▶被相続人の配偶者＝常に相続人
- ▶第1順位＝直系卑属（子、子がない場合は孫、子と孫がない場合はひ孫）
- ▶第2順位＝直系尊属（父母、父母がいない場合は祖父母）
- ▶第3順位＝兄弟姉妹、兄弟姉妹がいない場合は甥・姪

空き家を放っておくと…

長い間使用されていない、管理されていない空き家は、傷みが早く、いざ活用しようとしても、修繕や害虫駆除などに多額の費用がかかってしまう場合があります。また、空き家もたらす悪影響

で第三者に危害や損害を与えた場合、損害賠償責任を問われる可能性もあります。さらに「特定空き家等」に認定されると、固定資産税が高くなるほか、代執行の行政措置が行われた場合、その一切の費用請求を受けることもあります。このため、使用していても、定期的な室内の換気や修繕、敷地の草木などの伐採などの管理を行い、空き家を良好な状態に保つことが重要です。

空き家の利活用

空き家をご自身で利用する予定が無い場合は、売却または賃貸物件として活用することを検討しましょう。市では、市内の良好な管理状態にある空き家や空き地の情報を広く周知するための「空き家・空き地情報バンク」を運営しています。登録を希望する場合は、都市住宅課にお問い合わせください。

空き家対策の推進に関する連携協定を締結しました

空き家を解消しようとする際、「解体費用がわからないので具体的な検討が進まない」「空き家の売却や利活用、家財処分を行いたいが、どうして良いかわからない」など、所有者側に必要な情報が不足している場合があります。そこで市では、空き家の課題解決のためのサービスを提供する民間事業者と連携し、空き家の適正な管理や活用、除却を促進し、良好な生活環境の保全および安全・安心なまちづくりを推進するため、以下の連携協定を締結しました。

牧之原市における空き家の解体支援社会実験に関する協定

- ▶協定事業者 株式会社クラッソーネ（愛知県名古屋市）
代表者：代表取締役 CEO 川口哲平
- ▶協定締結日 令和4年3月1日

牧之原市空家等解消に向けた官民連携に関する協定

- ▶協定事業者 株式会社ジチタイアド（福岡県福岡市）
代表者：代表取締役社長 時津孝康
- ▶協定締結日 令和4年6月1日



市ホームページ

